

めぐみ居宅介護支援事業所御幸 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社めぐみが開設するめぐみ居宅介護支援事業所御幸（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種別又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、保険者、他の指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称と所在地)

第3条 事業所の名称は、めぐみ居宅介護支援事業所御幸とする。

2 事業所の所在地は、広島市南区宇品御幸四丁目14番7-1号とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (介護支援専門員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。介護支援専門員は、管理者不在時のサービス一元化の管理を行う。

- (3) 管理者と常勤の介護支援専門員は、要介護者の介護支援専門員1名あたりの担当利用者上限数を44名と定める。
- (4) 非常勤の専従の介護支援専門員は、要介護者の介護支援専門員1名あたりの担当利用者上限数を22名と定める。
- (5) 管理者と常勤と非常勤の専従の介護支援専門員は、要支援者の介護支援専門員1名あたりの担当利用者上限数については、通減性に基づくが、管理者と非常勤の専従の介護支援専門員は、業務に支障が出ない範囲と定める。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日、国民の祝日とする。ただし、8月14日から8月16日までと、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室兼会議室
- (2) 使用する課題分析票の種類 TAI方式
- (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所の会議室及び利用者の居宅
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回/月程度

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 利用料その他の費用の額は次の通りとする。

- (1) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
- (2) 通常の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用し

た場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。

- (3) 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、広島市南区（宇品町、似島町を除く）、安芸郡海田町、中区、西区とする。

(その他運営に関する重要事項・従業員の資質向上)

第10条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 一般社団法人広島県介護支援専門員協会の研修
- (2) 広島市域居宅介護支援事業者協議会の研修
- (3) 南ケアマネット及び広島市南区ブロックの研修
- (4) 事業所内研修
- (5) 管理者研修
- (6) その他の研修

(その他運営に関する重要事項・事故発生時及び緊急時等における対応方法)

第11条 事業者は、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を構ずると共に、家族や管理者に報告しなければならない。また、必要と思われる場合は保険者に報告を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項・非常災害対策)

第12条 事業者は、非常災害時の対応手順、役割分担等について定めるものとする。

(利用者の虐待の防止)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
 - (1) 委員会運営の健全化
 - ①介護の理念、事業所等の運営方針の明確化、従業員間での共有
 - ②個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割の明確化
 - ③運営やサービスの自己評価、利用者・家族等との情報共有
 - (2) 従業者の負担やストレスへの対応
 - ①作業手順の見直し
 - ②従業者のストレスの把握、従業者間の声掛け等悩みの相談体制の整備
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者及び責任者を置く。
- 5 事業者は、サービス提供中に、従業者又は利用者及びその家族による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項・苦情の受付、解決の手順)

第14条 苦情の受付、解決の手順は、次の通りとする。

- (1) 事業所における苦情の受付、苦情受付窓口（担当者）苦情受付ボックスを設置。
- (2) 利用者からの苦情を迅速、適切に解決する為苦情解決責任者、苦情受付担当者からなる苦情解決体制を定める。
- (3) 苦情解決の手順

電話や書面で随時苦情受付担当者が受け付けており、受け付けた苦情は苦情解決責任者に報告する。報告を受けた責任者は苦情の内容を確認し、報告を受けた旨を申し出人に通知する。苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意をもって話し合いを行い解決に努める。また、必要と思われる場合は保険者に報告を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項・秘密の保持)

第15条 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らさないこととする。業務を退いた後も同様とする。

(その他運営に関する重要事項・プライバシーの尊重)

第16条 事業所の従業者は、利用者のプライバシーを最大限に尊重し、関係者から情報を得る場合、その利用者から同意を得ることとする。

(その他運営に関する重要事項・記録の開示)

第17条 事業所の従業者は、利用者から記録の開示の要求があった場合、速やかに本人に記録を開示することとする。

(その他運営に関する重要事項・その他)

第18条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社めぐみと事業所の管理者との協議に基づいて定めることとする。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

この規程は、平成30年11月20日から施行する。

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月15日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年9月1日から施行する。